

## 旅行サービス手配業 富山県登録申請書類一覧表

旅行サービス手配業を営む場合は、平成30年1月4日より登録を受ける必要があります。

主たる営業所が富山県内にある事業者は、富山県観光振興室まで申請してください。(郵送不可、事前にお電話で予約して下さい。)

提出書類は返却しませんので、副本として必ずコピーをとっておいてください。

【提出先】富山県 観光・交通・地域振興局 観光振興室 コンベンション・賑わい創出課

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号(南別館3階) 電話 076-444-4565(直) FAX076-444-4404

NO	添付書類名	様式	法人	個人	備考
	富山県証紙		17,000円		申請時に持参。(貼付しない。)
1	登録申請書(1)	①	○	○	住所については、法人の場合は登記簿謄本の「本店所在地」を、個人の場合は住民票の「住所地」を記載する。
	登録申請書(2)	②	※	※	※営業所が二箇所以上の場合のみ必要。
	登録簿	③	○	○	※営業所が二箇所以上の場合、登録簿(2)も提出。登録日、登録番号は空欄とすること。
2	定款又は寄付行為(写)		○		「目的」または「事業」に、『旅行業サービス手配業』又は『旅行業法に基づく旅行サービス手配業』と記載すること。変更が間に合わない場合は、⑧「旅行サービス手配業に関する定款変更に関する誓約書」(自署したもの)を提出する。
3	登記簿謄本(現在事項全部証明書)(原本)		○		申請日を含めて概ね三箇月以内に発行されたものを提出する。
	事業者の住民票(写)			○	申請日を含めて概ね六箇月以内に発行されたものを提出する。
4	役員の欠格事項に該当しない旨の宣誓書(自署)	④	○	○	監査役を含む全役員の宣誓書(個人の場合は事業者の宣誓書)(自署したもの)を提出すること。
5	旅行サービス手配業務に係る事業の計画	⑤	○	○	
6	旅行サービス手配業務に係る組織の概要		○	○	旅行サービス手配業務を取り扱う部局の組織図、各部局ごとに取り扱う旅行サービス手配業務の概要及び従業員数、選任している旅行サービス手配業務取扱管理者を明示。
7	旅行サービス手配業務取扱管理者に関する書類				一営業所につき1人以上選任すること。(所属する従業員数が概ね10名以上の大規模な営業所では、2人以上。)改正法の施行後6月以内(平成30年7月3日まで)は、⑨「旅行サービス手配業務取扱管理者選任に係る誓約書」(代表者が自署したもの)でも代替可
	選任一覧表	⑥	○	○	
	下記いずれかの書類 「旅行サービス手配業務取扱管理者研修の修了証」(写) 「旅行業務取扱管理者の合格証」(写) 「旅行業務取扱主任者試験合格証又は認定証」(写)		○	○	
	履歴書	⑦	○	○	
	欠格事項に該当しない旨の宣誓書(自署)	④	○	○	
8	事故処理体制についての書類		○	○	「外部との連絡体制」の富山県の欄には、「観光振興室」の名前及び電話番号を記入すること。記入例あり(⑩)
9	営業所の使用権を証する書類(写)		○	○	営業所毎に、「建物登記簿謄本」又は「賃貸借契約書」の写しを提出すること。